

## ○試験における不正行為者処分規則施行細則

(1983年6月29日大学協議会承認)

改正 1986年10月29日 2007年4月23日

第1条 この細則は「試験における不正行為者処分規則第6条」に基づき不正行為者処分に関する手続き等を規定したものである。

第2条 この細則における不正行為とは、定期試験その他の試験においてなされる次の行為をいう。

- (1) 代人として受験すること又は代人に受験させること。
- (2) 答案を交換すること。
- (3) カンニング・ペーパー及びそれに準ずるもの(メモ類)の用意又はそれらを使用すること。
- (4) カンニング・ペーパー及びそれに準ずるもの(メモ類)を廻し見すること。
- (5) 使用が許可されていない文献等を使用すること。
- (6) 使用が許可されている文献等を貸借すること。
- (7) 所持品、身体、机、壁等に解答及びそれに類するものを書き込むこと。
- (8) 答案を写させること、又は写しとること。
- (9) 他人の答案を盗み見ること。
- (10) 声、動作等で解答を伝達すること、又は伝達を受けること。
- (11) 受験資格のない者が受験すること。
- (12) 他人の学生証を使用して受験すること。
- (13) 偽名又は故意により無記名答案を提出すること。
- (14) 答案を提出しないこと。
- (15) 監督者の指示や注意に従わないこと。
- (16) その他上記各号に類すると認められる行為

第3条 前条各号に該当する行為があったものと認められる場合には、監督者は、ただちに答案を没収し、試験終了後、当該行為者を同行の上教務課(相模原キャンパスは学生支援ユニット学務グループ)に連絡しなければならない。

2 試験終了後においても、不正行為があったと認められる場合には、科目担当者は、当該行為者について教務課(相模原キャンパスは学生支援ユニット学務グループ)に連絡しなければならない。

3 教務課(相模原キャンパスは学生支援ユニット学務グループ)は、第1項、第2項の行為に関する概要を速やかに学生課(相模原キャンパスは学生支援ユニット学生生活グループ)へ報告しなければならない。

第4条 学生課は、前条第3項の報告に基づき、当該行為者の所属する学部の学生部委員へ連絡しなければならない。

2 当該学部学生部委員は、速やかに当該行為者に面接し、行為時の状況及びその後の心情等について事情聴取を行い、その結果を学生部長に報告しなければならない。

3 当該学部の学部長又は学科主任は、必要に応じて当該行為者の事情聴取に立ち会うことができる。

第5条 学生部長は、前条による事情聴取結果についての報告に基づき、学生部委員会に諮り、次の各号のいずれかを適用して処分原案を作成し、当該学部長に報告しなければならない。

(1) 訓告に処し、不正行為を行った授業科目又は当該授業科目を含む数科目の履修届を無効とする。

(2) 停学に処し、当該学期又は学年度の授業科目のうち不正行為を行った授業科目を含む数科目又は全授業科目の履修届を無効とする。

(3) 退学に処し、当該学期又は学年度の全授業科目の履修届を無効とする。

第6条 当該学部長は、前条の処分原案を学部教授会に諮らなければならない。

第7条 当該学部の学部長又は学科主任が、不正行為者に面接の上前条により決定された処分を申し渡さなければならない。

#### 附 則

1 この施行細則の改廃は、学生部委員会の議を経て学長が行う。

2 この施行細則は、1986年10月28日から施行する。

#### 附 則(2007年4月23日)

この要綱は、2007年4月24日から施行し、2007年4月1日から適用する。